（４）指定野菜価格安定対策事業の概要

「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」（野菜生産出荷安定法第１０条）に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

1） 出荷団体（農業者団体等）又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。

2） 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額（平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額）の70～90%を、生産者に対し生産者補給金として交付。

・保証基準額
　平均価格（過去６カ年の市場価格の平均を基に算出）の90%。

・最低基準額
　平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

② 対象野菜

本制度の対象となる野菜は、

1） 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、

2） 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%：都道府県20%：出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により農畜産業振興機構に資金を造成。

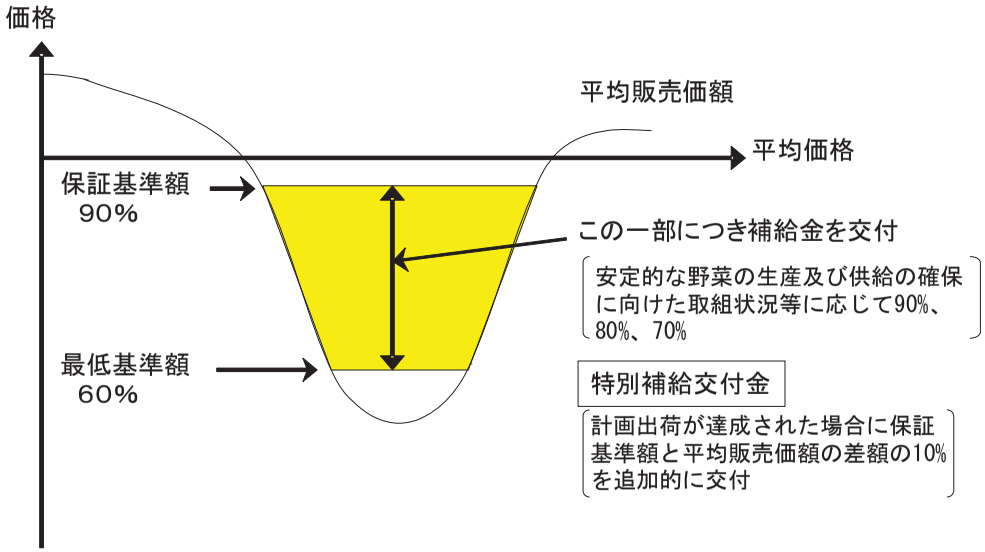

指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう